

令和4年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和4年10月14日（金）半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（庁内委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 坂元 照幸

庁内委員 山田 宰

竹内 甲司

大松 季也

担当課

（10月14日） 新美南吉記念館、博物館、人事課、防災安全課、
観光課、高齢介護課、健康課、都市計画課、
産業課、市民協働課（交流センター）

事務局（総務課）

課長 山本 勇夫

主査 園田 美穂

書記 小笠原 裕一

目次

«10月14日(金)»

1. 「新美南吉顕彰事業補助金」(博物館(新美南吉記念館))	… 1頁
2. 「半田市文化財保存事業費補助金(山車保存伝承事業)」(博物館)	… 3頁
3. 「半田市文化財保存事業費補助金(無形民俗文化財保存伝承事業)」 (博物館)	… 4頁
4. 「半田山車祭り保存会事業費補助金」(博物館)	… 5頁
5. 「半田市文化財保存事業費補助金(文化財保存修理等補助事業)」 (博物館)	… 6頁
6. 「住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金」(環境課)	… 8頁
7. 「職員互助会交付金」(人事課)	… 9頁
8. 「消防団消防操法県大会出場補助金」(防災安全課)	… 11頁
9. 「知多半島観光圏協議会負担金」(観光課)	… 12頁
10. 「観光協会補助金」(観光課)	… 13頁
11. 「はんだ市民盆踊り大会開催補助金」(観光課)	… 14頁
12. 「単位老人クラブ助成金」(高齢介護課)	… 16頁
13. 「老人クラブ連合会助成金」(高齢介護課)	… 18頁
14. 「介護予防・生活支援サービス補助金」(高齢介護課)	… 19頁
15. 「介護予防・生活支援サービス補助金(通所型サービスB)」(健康課)	
	【14、15は合わせて審議】
16. 「認知症カフェ(プラチナカフェ)事業補助金」(健康課)	… 21頁
17. 「衣浦みなとまつり協賛会負担金」(都市計画課)	… 23頁
18. 「畜産環境対策推進事業費補助金」(産業課)	… 24頁
19. 「多面的機能支払交付金事業補助金」(産業課)	… 25頁
20. 「知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金」(産業課)	… 27頁
21. 「市民活動助成金」(市民協働課(市民交流センター))	… 29頁

開 会（庁内委員審査：令和４年１０月１４日（水） 午前９時００分）

博物館（新美南吉記念館） 補助金－１ 新美南吉顕彰事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昭和６３年の新美南吉記念館建設計画発表を機に、交付が始まったもので、南吉文学のＰＲや顕彰講演会、記念館周辺の景観保全、ガイドボランティアなどを実施することで、市民、来館者に対し、新美南吉とその文学の顕彰を推進することが目的です。

南吉顕彰を行政だけでなく、商工、文化、教育、自治区など地元の各界を挙げて支えていく環境をつくり、彼岸花を守る会やガイドボランティアなど南吉を通じた市民のボランティア活動の受け皿としても、今後も役割が期待されます。

南吉とその文学は、半田市民にとってかけがえのない財産であり、その顕彰を市民の代表による団体が担い、受け継いでいくことが大切であり、そのため継続的な交付が必要と考えています。

令和５年度の協議額は、近年、合理化と市予算への付け替えが進み、予算規模が小さくなっていることもあり、令和４年度予算と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載の通りです。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員） 顕彰会の会員数は、現在何名ですか。

（担当課） 理事３６名、ボランティア５０名程で、一般会員はいません。実働はボランティア（彼岸花を守る会、ガイドボランティア）で行っています。

（委 員） すべての事業を事務局の直営化にできませんか。

（担当課） 顕彰会は、グッズや、テキスト等の在庫管理と販売を行っていて、すべてを直営にするのは難しいです。

（委 員） 積算根拠の植栽費５０万円の内訳を教えてください。他の事業費と重複していませんか。

（担当課） 環境整備に係る保険、農具の購入や修理、燃料、球根代等の活動費や諸経費は、すべてここから支出されており、他の事業費と重複はしていません。また近年は、彼岸花を守る会の高齢化が進み、思う様な活動が継続できない状態になっていますので、対策として、ボランティアに頼りすぎない、地域が支える活動の仕組みを考え、その結果、有償ボランティア制度を導入し、５０万円とは別に、その人件費や保険などの諸経費として２０万円が記念館の予算に

つきました。具体的には、毎年約1.5km範囲の土手を年3回総刈りしていますが、この部分を有償ボランティアとして地域の方に支えて頂いています。

(委員) 記念館職員が事務局の仕事やグッズ販売をしていますよね。

(担当課) 以前は人件費もついていましたが、それが無くなってからは兼務辞令で、記念館職員が行っています。

(委員) 資料11ページの定期預金、110年記念事業基金は、今年度100万円、来年度200万円の予定で使い切りますか。

(委員) その予定です。来年200万円ぐらいかかりそうな、生誕祭のメイン舞台の行事を、顕彰会の事業として行いたいと考えております。

(委員) 今年度予定している100万円の支出について、現状を説明してください。

(担当課) 既に来年度のカウンタダウンボード作成に20万円使用しました。

(委員) 市と顕彰会の役割をきちんと整理する必要があると思います。例えば講演会ですが、顕彰会ではなく市の事業として記念館が実施する事はありませんか。

(担当課) 記念館主催で講演会を行うこともあります。

(委員) そのすみわけはどうしていますか。それと現在、賛助会員がいないとの事ですが、これは南吉ファンを示す指数になるので、集める必要があると思います。

(担当課) 賛助会員については、ボランティアの方々の位置づけが明確になっていないので、そこを考慮したいと考えています。

(委員) ボランティアの方たちを賛助会員にするのは、会費の事もあるので、よく検討する必要があります。それより、半田市の新美南吉の文学を顕彰する事業にふるさと納税をして下さっている方は、南吉ファンだと思いで、そういう方にアプローチする等、会員獲得の方法を考えて下さい。

(委員) 顕彰会の実態が見えません。記念館がやりたい事業を予算化して、それを顕彰会として実施している印象を受けます。長年行っているため、形骸化していると思いますが、顕彰会主導で活動や事業を計画、実施してもらう事で、その存在意義が発揮されると思います。記念館はあくまで補助的な立場という位置づけに持っていきませんか。

(担当課) 本来のあり方に持って行きたいと考えています。

(委員) 来年の協議額、105万について協議書に積算根拠が記載されていますが、基金を活用して行う事業は、ここには反映されていないのですか。

(担当課) はい、基金とは別です。来年度の補助金額については、例年どおり継続的に必要な金額としています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①顕彰会の存在意義、役割の整理をおこなうこと
- ②顕彰会の会員数の獲得に努めること
- ③令和5年度に実施する生誕110周年事業について、基金を有効に活用した事業内容とすること

博物館 補助金－1 半田市文化財保存事業費補助金（山車保存伝承事業）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

文化財保護法、愛知県及び半田市の文化財保護条例に基づき、後世に残していくべきと判断した有形民俗文化財である31輛の山車の所有者である山車組に対し、経費の負担軽減と山車文化の保存伝承を目的に補助するもので、昭和54年度から行っている物です。

山車文化の保存伝承補助として、火災保険料や、簡易修繕費など、山車保存団体の計上経費の一部を補助することで組員の会費を抑制することができ、会費が負担となって、組員が祭礼文化の担い手から離れていくことを防止するとともに、補助金相当分を保存伝承のための、お囃子やからくり等の費用に活用できることで、適切な保存伝承が行えるものです。山車文化を保存伝承するために継続的な交付が必要と考えております。

令和5年度の協議は、今年度と同額としており、その積算根拠については補助金等執行協議書に記載の通りです。

【質 疑】

（委員）領収書の確認作業は、どの様に行われていますか。

（担当課）基本的には博物館に来ていただき、職員2名で確認しています。領収書が無い場合は、再取得の依頼をします。12万6千円を超える分の領収書を求めているので、火災保険料の領収書を提出してくる団体が多いです。

（委員）火災保険料が組によって違いますが、補償の対象が違うからでしょうか。

（担当課）対象を山車本体に限定していないため、建物の構造上、山車鞘などを含む場合もあります。

（委員）万が一、山車が全焼した場合はどうなりますか。

（担当課）各組の火災保険の契約内容によっては、山車本体の復元は、とてもその組だけで賄いきれるものではなく、寄付にも限界があるので、その際は市もかわつ

て再建する事も出てくると思います。

(委員) 積算根拠にある14万円や一律10%削減の根拠を教えてください。

(担当課) 今までの実績の積算で決まっています。

【審査結果】 承認：A1 (指示事項)

①引き続き、収支報告書や領収書の確認、指導をおこなっていくこと。

博物館 補助金 - 2 半田市文化財保存事業費補助金 (無形民俗文化財保存伝承事業)

【担当課補足説明】 (執行協議書等に関する説明)

この補助金は山車保存伝承事業と同様、文化財保護法、愛知県及び半田市の文化財保護条例に基づき、市内の無形民俗文化財の保存団体、亀崎潮干祭保存会を始め、成岩の大獅子小獅子、住吉の子供三番叟など9団体に対し、行事の保存伝承を目的に補助するもので、昭和54年度から行っています。

各団体では、この補助金を活用し、笛・太鼓の新調、道具や衣装などの修繕を始め、獅子頭を納める収納箱の新調やパンフレット作成などに充てられており、団体の負担軽減と保存伝承のためにも、継続的な補助が必要と考えております。

令和5年度の協議額は、新型コロナでの活動制限が緩和され、通常通りの活動を見込み、1団体9万円、9団体で81万円とするものです。説明は以上です。

【質疑】

(委員) 他の保存会についても言えますが、例えば、資料173ページ成岩第四区獅子保存会の決算報告書を見ると、令和2年度は繰越金が半田市の補助額を超えており、令和3年度は、慶弔費以外の事務費と通信費を合わせても、補助金額に達していません。この現状を踏まえて、補助金の扱いについて博物館としての考えを教えてください。

(担当課) 基本的には満額を年度内に使い切って頂いて、コロナ等で活動できなかった場合は、翌年減額としています。

(委員) 資料203ページ交付要綱第11条に「補助金は、原則として補助事業の完了後に交付する。」とあり、例外はあるものの12条でも「既に交付した補助金を全部若しくは一部を返還させることができる。」とありますが、実際は先に

補助金を渡して、返還ではなく翌年度に調整しているのですか。

(担当課) その通りです。

(委員) 先払いでないと駄目ですか。

(担当課) 資金繰りの関係で、先払いとしています。

(委員) 年度当初に事業計画を提出して貰い、内容の精査をしていますか。

(担当課) はい。要綱によると余った補助金は年度末に返還するのが正しいとは思いますが、現在は、計画が実行されず補助金が余った場合は翌年度分から減額するという流れで行っています。

(委員) 年度ごとの清算は難しいですか。

(担当課) 実際は4月に確認作業を行っていますが、スケジュール的にタイトになるのでこれまでのやり方になっています。

(委員) 使用用途について、博物館がきちんとした基準を設けて下さい。

(担当課) 活動団体によっては、高齢者や子供が多く、コロナの影響で活動ができなくなっていますが、計画通りに活動できるようになれば、補助対象経費が今後9万円を超えてくることが見込まれます。

【審査結果】 承認：A2（承認条件）

- ① 交付先団体の事業計画の段階から、補助金の執行に見合った活動であるかを確認すること

博物館 補助金－3 半田山車祭り保存会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、有形民俗文化財である市内31輻の山車の所有者である山車組の連合体で、行政と各山車組間の連絡調整役である半田山車祭り保存会が行う、交流事業や広報事業に要する経費の一部を補助するもので、平成21年度から行っているものです。

半田山車祭り保存会は、5年に一度開催する「はんだ山車まつり」では、実行委員会の母体ともなる団体で、日頃から半田市の各地域の山車祭りのPRや魅力などを、半田山車祭り保存会のホームページなどで市内外に情報発信しており、継続的な交付が必要と考えております。

令和5年度協議額は、今年度と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。博物館からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 資料 2 1 3 ページの収支決算にある交流事業費と、2 1 4 ページの知多・衣浦地区山車祭り交流会について、会費収入より支出が上回り、事業費が充てられていますが、これは目的に沿った活動ですか。

(担当課) 以前にも同様の指摘を受け、「誤解を招きやすいゴルフコンペは単体の収支決算にしてくださいと指導した結果、2 1 4 ページの令和 4 年度分からは除かれております。知多・衣浦地区山車祭り交流会については、山車組内で調整した団体が、お囃子やからくりを披露し、そこに委託費として払っているもので、飲食に使われているわけではありません。

(委 員) 資料 2 1 4 ページの収支決算からゴルフコンペという言葉は消えていますが、交流事業費の支出は、収入に対して令和 3 年度より増額しています。これは単純にゴルフコンペという言葉を抜いただけではありませんか。

(担当課) 令和 4 年度の決算で、しっかり確認いたします。

(委 員) 繰越金が毎年増えている理由を説明して下さい。

(担当課) 交流会の開催中止や、規模を縮小した結果です。また、5 年に 1 度の「はんだ山車まつり」を見越しての事だと思います。繰越金が多い事に対する指導はしています。

【審査結果】 承認：A 2（承認条件）

- ①本来の目的に沿った事業計画であるか、補助金の対象でない事業（チャリティーゴルフコンペ等）に使われていないかを確認し、次回の補助金等判定会議で報告すること

博物館 補助金—4 半田市文化財保存事業費補助金（文化財保存修理等補助事業）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

文化財保護法や県、市の文化財保護条例に基づき、市民の貴重な財産である指定文化財を後世に適切に保存継承していくため、文化財所有者が行う保存修理等に対して経費の一部を補助するもので、昭和 5 4 年度から行っているものです。

指定文化財は、個人所有のものであっても、地域全体の財産として保存継承していく必要があることから、適切な保護措置や現状変更制限等、所有者への負担が大きくなります。

また、文化財は、市民の財産として行政が指定するものであり、行政も保護に努める責務があります。所有者が行う保護措置に支援を行うことで、文化財が後世に適切に伝わるとともに、市の責務も果たすことができます。

協議額は、所有者へ修理計画を照会したうえで、現地調査、ヒアリングを行い、保護の必要性や緊急性の観点、文化財専門委員の助言を基に決定しておりますので、毎年、所有者、修理内容等が変動することになります。半田市で中心を為す文化財は、山車を始めとする祭礼関係になりますが、新型コロナの影響で祭礼や組会合ができておらず、山車の組上げも行えていないため、修理の調査、議論が進んでおらず、協議額は毎年変動するものの、令和5年度は、令和4年度と比べて大きく減額となっています。

なお、昨年度、「公平性を保つ点からも各種団体の要望を聞いて計画的に予算化すること」、「修理の際はできるだけ市内の業者を利用するよう依頼すること」とのご指摘をいただいておりますが、それにつきましては、対象所有者すべてに補助金に係る事業計画の照会をしており、それを基にヒアリングをしています。また、市内業者で修理等対応できる場合は、できるだけ市内業者で行うよう話をしています。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) この会議は各山車組に対してではなく、補助金自体の有無を判断するものなので、添付資料にある組ごとの過年度の決算報告書は必要ですか。また今後の事業計画の資料はありませんか。

(事務局) 資料225ページの事業収支一覧表の根拠資料として付けましたが、今後は内容に応じた適切な資料を添付するようにします。

(担当課) 各団体から今後5年間の修理計画をヒアリングしており、担当課では、修理計画を資料として持っています。各団体の修理費の補助金は、5年間で600万円と上限を設けており、費用を平準化するため、どの修理をどの年度に行うか各団体と調整をしています。

(委 員) 5年間で600万円ということは、1団体、年間平均120万円まで使えるということですか。

(担当課) 計算上はそうですが、修理内容によって金額に幅があるため、実際は毎年120万円ずつ要望されているわけではありません。

(委 員) 補助率はありますか。

(担当課) 修理費用の2分の1の金額を補助しています。

(委 員) 各年度に実施される修理計画について、各団体の了解は得られていますか。

(担当課) 全団体の修理計画を各団体にはお伝えしていませんが、各団体から提出され

た要望を調整した結果については、ご理解を頂いております。

(委員) 山車をグレードアップさせるための費用がある場合、この補助金は適用されますか。

(担当課) まず保存・継承にあたるのかを文化財専門委員会に検証して貰い、その結果によりますが、保存継承にあたらないと却下された場合は、補助金を使用する以前に、自費であっても実施できません。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

- ①引き続き、補助金の該当となる文化財所有団体へ補助事業の周知を図り、公平性を保つこと
- ②年度間の予算の均衡を可能な限り保つこと

環境課 補助金－2 住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、愛知県との協調補助により、令和4年度から、家庭における二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギーへの転換を促進するものであり、太陽光、HEMS、蓄電池の導入によるCO₂削減効果は一件当たり年間2トン程度のCO₂が削減されると試算されており、2050年までにゼロカーボンシティをめざす本市の民生部門から発生するCO₂の削減が期待できることから継続的な交付が必要と考えています。

また、令和5年度の協議額は、今年度の申請状況を勘案し令和4年度の予算と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度この補助金を承認いただく条件として、市民のニーズを見極め、補助金のメニューや金額、件数を随時考慮しながら事業を進めていくようにのご意見をいただいておりますが、それにつきましては、電話・窓口での問い合わせなどの市民の声や申請実績などから、要望・ニーズを見極め、補助金のメニューや金額、件数を随時考慮しながら事業を進めていくこととしています。

【質疑】

(委員) 今年度は、資料253ページの目標件数に達する見込みですか。

(担当課) 概ねその予定か、少し早く達成する見込みです。到達した場合は、その時点で今年度は打ち切りとなります。

- (委員) 電気代が高騰している影響は出ていますか。
- (担当課) 同時に物価も上がっており、この機器の設置にも費用がかかりますので、駆け込み申請があるとは考えていません。
- (委員) 太陽光パネルの設置は、新築か改築のどちらが多いですか。
- (担当課) きちんと検証したわけではありませんが、感覚で言うと新築です。蓄電池は、既に太陽光パネルを設置してある家に足すものです。
- (委員) こちらからアプローチしなくても、申請は来ますか。
- (担当課) 住宅メーカーも承知しているため、申請は来ています。
- (委員) この補助金に対する問い合わせはありますか。
- (担当課) 高性能外皮等との一体型補助の問合せはあまりありませんでした。別件で電気自動車購入についての問い合わせを聞いたことがあります。
- (委員) 市民ニーズと予算は合致していると思いますか。
- (担当課) 他市町の実績も加味していますので、概ね合っていると思います。
- (委員) 目標値は、実績に基づく予測か、県の予算からの算出か、どちらで決めていますか。
- (担当課) 実績見込が、予算と合っているという現状です。
- (委員) もっとP R活動を促進させた結果、予算が増えた場合、県はその費用を出してくれますか。
- (担当課) 県内でのバランスもありますが、県の予算内に収まるのであれば出ると思います。
- (委員) 今後新築ではなく、既存住宅の家主に対してP Rする予定はありますか。
- (担当課) 2050年排出ゼロの目標値からすれば、当然既存住宅に向けてのP Rの必要性を感じていますが、それにはもう少し手厚い補助が必要ではないかと思えます。ただ、県との協調補助であるため、それに沿った形でと考えております。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

- ①引き続き、アンケート等により市民のニーズを見極め、補助金のメニューや金額の検討を行うこと

人事課 交付金—1 職員互助会交付金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

職員互助会交付金は、昭和41年度から、地方公務員法で実施が義務付けられてい

る職員の福利厚生事業について、半田市に代わり職員互助会が事業を実施するために交付しているものです。

互助会の事業が充実することにより、職員の元気回復と公務の能率向上に寄与するものであります。

法令で義務付けられた事業であり、今後も継続的な交付が必要と考えております。令和5年度の協議額については、職員数に応じた金額としており、積算根拠は前年度と同様ですが、職員数の増加が見込まれるため、前年度に比べ14万4千円の増額となっています。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 積算根拠には、月額400円が会員の負担額と同額と記載されていますが、互助会の会費は月額800円ではありませんか。

(担当課) 800円の内、400円は給付金会計として徴収しております。これは福利厚生事業を行う際、給付に対して公費を投入しないという国の考え方に基づいており、それを除いた400円と同額としています。

(委 員) この事業について、みんな利用できていますか。

(担当課) 利用項目別に状況把握はしています。令和2年度、3年度はコロナの影響で利用率が下がっていますが、今後は回復すると見込んでおります。

(委 員) 資料260ページの積立金について、病院が独立法人化した場合はどうなりますか。

(担当課) 資料279ページの表に一般会計資金と、給付金会計資金が示してあります。一般会計は記載のとおり、上段の福利厚生設備購入資金の約1,500万円は、新病院の備品購入に充てられ、下段の福利厚生設備更新資金270万円については、本庁の休憩質の備品に充てられます。給付金会計資金については、病院の職員が退会した場合の退会給付金で、今年度さらに積み立てていく予定です。

(委 員) 福利厚生設備更新資金270万円は、食堂等の備品購入に使われますか。

(担当課) 食堂始め、休憩室やミーティングルームの整備に充てます。

(委 員) 出先の職員にも行き届いていますか。

(担当課) 新庁舎建設の際に、出先機関にもテレビやコーヒーマーカー等、同等水準の整備をしましたが、今後については具体的には決まっていません。

(委 員) 事業主と職員が半々で負担するのは一般的ですか。

(担当課) 明記された資料は見つかりませんでしたが、行政改革以前は、他市町ももう少

し手厚く公費を投入していましたが、給付金事業を含め、国からの指導もあり現状となっています。

(委員) 働き方改革がいわれる中、もう少し手厚くといった話はありませんか。

(担当課) 現在の2分の1を補助する根拠を示すものではありませんが、水準を少し増やすのは難しいです。近隣市町の状況では、給料に対してのパーセンテージで決まっているところもあり、もっと高くなる場合もあります。半田市は公費も低い分、本人負担も低いので、他市町に比べて高いという事はありません。

(委員) 今後、互助会として新病院との係わりはどうなりますか。

(担当課) 決定事項ではありませんが、独法化後は、半田市の互助会とは別になると考えております。

(委員) その場合、新病院の備品購入費を今までの積み立て分として、市の互助会から出すという事だと思いますが、常滑市側の状況はどうですか。

(担当課) 確認します。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

①互助会の利用の周知に努めること

防災安全課 補助金—1 消防団消防操法県大会出場補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

現在市内には15の消防団があり、県大会に出場するには、6月中旬に行われる半田市操法大会で優勝する必要があります。団員は、大会に向けて5月の上旬から週1～4回、早朝や夜間に練習をします。その大会で優勝した分団に対し、県大会出場に必要な消耗品や経費を補助するものです。効果としては、意識の向上、地域との連携も含めた環境整備、技術と団結力の向上です。令和5年度協議額は、今年度と同額としています。説明は以上です。

【質疑】

(委員) 操法大会は消防団員にとって負担になっている面もあると思いますが、操法大会は今後どのように変わっていくのでしょうか。

(担当課) 操法大会は消防団員にとっての晴れ舞台で、活動のモチベーションにもなっているといます。一方で、消防団員のなり手が不足している中、操法大会を負

担に感じている団員がいるのも事実です。

(委員) 資料289ページの実績報告書について、領収書などの確認はしていますか。

(担当課) 領収書の原本を添付して貰い、品番や使用理由まで確認しています。

(委員) 大会出場に係る支出が補助金額を上回った分は、どうしているのですか。

(担当課) 地区やOBからの寄付金で賄っているようです。

(委員) 大会出場に係る支出が補助金額を下回った場合はどうしますか。

(担当課) 今までの実績で下回る事はありませんでしたが、その場合は減額します。

【審査結果】 承認：A1（指示事項なし）

観光課 負担金—5 知多半島観光圏協議会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成26年度から知多半島各市町の負担金により、主にホームページやパンフレット作成などの情報発信やスマートフォンを利用したスタンプラリー「ちたんぷ」を中心に事業展開し、誘客、回遊性を図っています。令和4年度については、11月のジブリパーク開園に伴う来客誘致を目的とした、おもしろふしぎワンダーランドのホームページを観光圏協議会ホームページ内に作成します。協議額については、846,000円と1万円減額しましたが、昨年秋に確定した国勢調査により計算しなおした結果です。計算式としては、負担額の総額900万円の50パーセントを10市町で均等割りし、残りの40パーセントを人口割、10パーセントを宿泊施設の客室定員割で算出した結果です。各市町に割り振った後、各々のルールにより行政や観光協会、商工会議所で分けますが、半田市については、協議の結果従来通り、市：商工会議所=5：2割としました。

【質疑】

(委員) 協議会の実務を行っているのはどこですか。

(担当課) 近畿日本ツーリストへ年間約300万円で委託しており、アイブラザ半田に事業推進事務所を設け、職員が1名従事しています。

(委員) 資料302ページ、決算書の委託料内訳にある事務補助業務委託料について説明してください。

(担当課) 業務の補助のため、パート事務員を2日に一度程度のシフトで雇っているため、その人件費です。

(委員) 負担金の支出に見合う業務を遂行して頂いていますか。

(担当課) はい。旅行業経験者なので大丈夫です。

(委員) 市と商工会議所の負担割合は適切ですか。

(担当課) 市町によってまちまちですが、半田市は多く負担して頂いている方です。

【審査結果】 承認：A 1（指示事項なし）

観光課 補助金—1 観光協会補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

半田市観光協会は、平成18年に民間移行し、専門的ノウハウ、柔軟な発想、行動力、継続性を活かした観光振興の推進に取り組んでおり、観光案内や観光情報発信などのフロント業務はもとより、イベントの企画運営、関係団体や事業者との協働など本市の観光振興に大きく貢献しています。

補助金については、平成18年度以降、継続して交付していますが、積算根拠としては事業推進に必要な人件費及び事業費の補助とし、人件費は観光協会の運営に係るものとして1,200万円を基準額とし、3分の2の800万円を上限としています。事業費は、観光協会が主体的に実施する事業費として200万円を上限とし、合計1,000万円を補助します。来年度も引き続き観光振興を推進していく上で、観光協会には重大な役割を担って頂くことから、協議額は今年度と同様としました。

【質疑】

(委員) 協議額は例年同額ですか。また金額は妥当だと思いますか。

(担当課) 補助開始当初から、金額は据え置きです。数値から費用対効果を計るのは難しいですが、事業規模の拡大や、消費税の増額に対しても、国や県の補助金を自ら獲得、活用しながら運営しており、努力が見られます。また、他市町に比べて半田市の補助割合は、厳しい方です。

(委員) 将来的にはこの補助金を使わず、自立できるようになりますか。

(担当課) いわゆる観光地とよばれる場所でも、全国的に見て自立しているところはありませんので、難しいかと思います。

(委員) この補助金はどの事業に充てられていますか。

(担当課) 資料323ページの「市内観光ネットワークの構築」、「SNSを活用した情

報発信業務」、「メディアを活用した広報業務」、「愛知再発見山車を核とした観光ネットワーク」です。

(委員) 資料 3 2 5 ページの活動計算書から読み取ることはできますか。

(担当課) 金額は合算されているため、読み取ることはできませんが、自主事業と委託業務の内容の被りや進捗状況、金額について 3 か月毎に確認しています。

(委員) 観光協会の資産はありますか。

(担当課) あまり多くありませんが、繰越金と自動車を 1 台所持しています。自動車は減価償却されていて、資産価値はありません。繰越金については、事業規模としては少額で、国からの後払いの事業に対して、借入金などでしのぐ場合もあり、資金として 1 千万円くらい置いておく必要があります。

(委員) 職員が退職した場合、退職金は支払われていますか。

(担当課) 聞いたことはありませんが、年に 2 回程会計士が監査をしているので、問題ないです。

【審査結果】 承認：A 1 (指示事項)

- ①補助の対象である「観光協会が主体的に実施する事業に必要な事業費」の収支計算を明確にすること

観光課 補助金—2 はんだ市民盆踊り大会開催補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

各地域の踊り手が一堂に会して踊る半田の盆踊りの集大成の場であるとともに、夏の締めくくりには欠かせないイベントとなっております。平成 1 8 年度から本市がイベント実行委員へ直接補助を行っています。令和 2 年度、3 年度については新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止しましたが、令和 4 年度に 3 年ぶりの開催をしました。協議額は、感染症対策などを適切に行うために、増額しております。増額分の内訳は積算根拠に示した通りです。

M C の謝礼金については新規に付けましたが、1 0 年程前まではきちんとつけていたもので、近年は職員ボランティアに頼っていましたが、やはりそれは問題があると考え、復活させました。

劣化した提灯コードの交換費については、今まで何とか使用してきましたが、委託業者から限界であるとの指摘を受けたためです。会場設営委託費については、今回は準備を職員

で行いましたが、県から飲食エリアを分けるようにとの指示があり、そのため労力が2倍になり、とても大変でした。来年度は、はんだ山車まつりなどのイベントもあり、ただでさえ人手不足になるため、コロナ対策として計上しました。

【質 疑】

(委 員) コロナ対策として増額した分は、コロナが終息した場合減額しますか。

(担当課) 来年度には考えられませんが、今後そうなれば減額します。

(委 員) これは観光課が行うべき事業でしょうか。

(担当課) 参加者の大半が市民で、観光誘客ではないため、本来は観光課の事業ではないと思います。各地区の盆踊りの集大成という観点なら市民協働課、また商店街の活性化の観点なら産業課が適切ですが、今までの経緯から観光課の判断だけでは、移管する事が出来ません。来年は、はんだ山車まつりもありスケジュール的に本当に大変ですが、盆踊りなので時期をずらすことも、また、楽しみにしている踊り手さんも多く、中止にすることもできないため、今年は職員で行った会場設営を、委託に出すための予算を計上しました。

(委 員) 積算根拠③劣化した提灯コードの交換費のコードは、観光課の備品になりますか。

(担当課) 厳密に言えば、実行委員会の備品ですが、毎年行事後に解散するので、取扱いは観光課が行います。

(委 員) 積算根拠②物価高騰等による値上げについては、他の事業同様、認められません。また①MC謝礼費については今までどうしていましたか。

(担当課) 職員のボランティアに頼っていましたが、断りづらい状況での依頼をはいけない事と突発的な事態への対応を想定し、プロへの委託費として計上しました。

(委 員) MC謝礼費については事業費から捻出してください。増額は認められませんが、謝礼をはいけないという事ではありません。

【審査結果】 承認：A1 (指示事項なし)

【減額理由】 2, 999千円⇒2, 861千円

物価高騰による増額は、一律で認めていないため。

高齢介護課 助成金—1 単位老人クラブ助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、高齢者の生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的に交付しているものです。

令和5年度の協議額は377万5千円で、昨年度より30万4千円の減額となります。減額の理由は、クラブ数が5つ減少し84団体となったためです。

積算につきましては、県の補助基準により算出した額に、会員数加算を加えたものとしており、県補助基準の部分373万6千8百円については、県が3分の2の249万1千円を負担することになります。

昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた「活動実態を現地確認などにより把握するとともに、各クラブの会計書等を確認するなど、実態に即して、統廃合に向けた取組を進め、その取り組み状況を報告すること」につきましては、市老連会長始め幹部役員に統廃合や会員数の減少に伴う活動への影響などを確認しましたが、クラブ運営への影響が大きいの事で、統廃合についての前向きな回答は得られていません。

活動実態については、囲碁・将棋大会などイベントの他、児童の登下校に行われる交通立哨や、神社境内の清掃作業など現地での確認を行いました。新型コロナの影響により活動が急遽中止になることもありますが、今後も機会を捉えて現地へ足を運び、活動実態を把握しておきたいと考えています。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員） 協議書にある成果の推移をみると、毎年減少傾向にありますが、今後の方向性について、課の考えを教えてください。また新規会員は増えていますか。

（担当課） 新規会員は増えていません。高齢者の活躍の場としては、老人クラブに限らず、集いの場等それぞれにあった場所で行って頂くのも良いのではと考えています。また、事務軽減の観点から、各クラブの統廃合を案内しています。

（委 員） 活動報告書は、老人クラブ単位で貰っていますか。

（担当課） 資料362ページにクラブの一覧があります。第何クラブと会を分けている団体については、班のような扱いのため、会単位で貰っています。

（委 員） 実際は、同じ会計で行っているのに、助成金を多く貰うために、クラブの単位を細かくしている印象を受けます。要綱などに単位老人クラブの定義は示されていますか。また活動や会計はきちんと分かれていますか。

（担当課） 資料365ページからの要綱、要領にはクラブ単位についての明確な定義は

示されていませんが、活動は各々行っている事を確認していますし、個別会計についても説明しています。

(委員) 会員について個別の確認を行っていますか。

(担当課) 毎年会員名簿を提出して頂き、住基と照らし合わせて確認しています。すでにお亡くなりになっている方が把握されずに申請されていたことがあり、指導のうえ修正しました。

(委員) 現場の人が確認できていないのは、おかしいです。本当に活動していますか。

(担当課) 入院等で一時的に状況を把握できず、その後お亡くなりになったため、把握できなかったようです。

(委員) 文化・学習サークル活動やスポーツサークル活動の部分がげんきスポット事業と重複しているということはありませんか。

(担当課) 老人クラブとげんきスポットの申請と名簿を照らし合わせて、重複をチェックしています。主な活動内容として、単位老人クラブは地縁的なもの、元気スポットはスポーツなどの趣味的なものです。クラブ側は、月に一度の会費徴収時に会員の状態確認もしているため、単位老人クラブ側としては小域で行いたいという意向があります。それもあり、統廃合についての前向きな回答は得られていません。

(委員) 助成金の支給は単位クラブごとなので、収支報告書も別々にできませんか。

(担当課) 願いはしていますが、書類作成の担い手がおらず、今までの流れから各地区の老人クラブ連合会が取りまとめた物しか提出して頂けません。

(委員) 資料 3 5 6 ~ 3 5 9 ページの、有協長生会連合第 1 クラブの個別の決算書の中の、(2) 事業実績のその他について、活動の内容はすべて中止になっているのに、次ページでは 2 2 5 , 4 6 0 円が支出されています。この詳細は把握していますか。

(担当課) 資料 3 6 1 ページの初牛会と役員研修助成金です。

(委員) 資料 3 6 2 ページの亀崎地区の繰越金額 7 8 2 , 2 4 9 円と、3 5 8 ページの有協長生会第 1 クラブの繰越金と同額なのは誤りではないですか。

(担当課) これは有協長生会第 1 クラブとしながらも、資料 3 6 1 ページの亀崎地区老人クラブ連合会の報告書と同じ内容でしたので訂正いたします。

(委員) 現在、単位クラブごとの会計は各地区の老人クラブ連合会が監査していると思いますが、それを担当課が直接やっはどうですか。連合会、担当課どちらが監査を行っても単位クラブの負担は変わらないと思います。

(担当課) 連合会の監査が甘いという意味ではないですが、負担が変わらないと明言はで

きないです。当然、各単位クラブから領収書等の提出があり、各連合会が監査を行っていますが、各単位クラブがどの程度の監査資料を作成しているかまでは把握できておりません。

(委員) 助成金の支出方法は、振込ですか。その場合、それぞれのクラブの口座に振り込みますか。

(担当課) はい。そのはずですが、全ての単位クラブの口座に対応しているかを再確認します。

【審査結果】 承認：A 2（承認条件）

- ①単位老人クラブの定義を明確にし、単位クラブごとに個別の決算書の提出を求め、提出がない場合については、提出期限を設けるなど強く促し、次回補助金等判定会議で結果を報告すること

高齢介護課 助成金—2 老人クラブ連合会助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、単位老人クラブの上部団体にあたる老人クラブ連合会に対し交付しているものです。

老人クラブ連合会は、高齢者が多様な社会活動に積極的に参加できるよう、単位老人クラブ活動への指導や連携による幅広い活動の展開など、総合的な支援体制を築いています。

令和5年度の協議額は132万9千円で、会員数の減少により、前年度と比べ11万6千円の減額となっています。

積算根拠は記載のとおりで、県の補助基準により算出した額に、市独自の加算額を加えたものとしております。

なお、県の補助基準部分については、一般事業費466,408円と特別事業費194,000円を足した660,408円のうち、県が3分の2の44万円を負担することになります。担当課からの説明は以上となります。

【質疑】

(委員) この連合会は、単位老人クラブに指導できる立場にありますか。また、構成員は各単位クラブの代表ですか。

(担当課) そうです。

(委員) 資料388ページの決算書から、市の助成金がどの事業に充てられているか分かりますか。

(担当課) 市の助成金をどの事業に充てるかという決まりはないので、分けてある資料はありませんが、食糧費は自主財源から支出していることを、確認しています。

(委員) 事業費の中の各部の費用は、活動費ではなく大会費用ですか。

(担当課) 連合会主催の大会費用です。

(委員) 老人クラブの会員が減少傾向ですね。

(担当課) 亀崎地区には、有協長生会以外にも老人クラブがありますが、助成金を受けず自由に活動するために、昨年、連合会を脱会しました。多様性の時代の流れだと思います。

(委員) 単位老人クラブと老人クラブ連合会の活動は、きちんと区別できていますか。

(担当課) 活動記録からは確認しづらいものとなっていますが、実際には区別できていると思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①老人クラブ連合会と単位老人クラブの活動を明確にし、添付資料は、老人クラブ連合会の活動実態を表すものに整理をすること
- ②高齢介護課は、老人クラブ連合会との連携を強化し、単位老人クラブの活動を把握し、指導を行っていくこと

高齢介護課 補助金—6 介護予防・生活支援サービス補助金

健康課 補助金—3 介護予防・生活支援サービス補助金（通所型サービスB）

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金については、機構改革により二つに分かれた経緯があり、補助金の概要については、同様であるため、高齢介護課と健康課合わせて審議をお願いします。

この補助金は、平成29年度の介護保険制度改正に伴い開始したもので、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が要支援者等に提供する訪問型サービスや通所型サービスへの対価として交付するものです。

制度改正により、介護サービス事業所のみが提供していた訪問介護や通所介護のサー

ビスに、地域のボランティア団体等の多様な主体が参画できるようになったことから、住民が主体となって地域で支え合うことができる体制を整備し、要支援者等に対する効率的な支援が可能になるとされています。

また、地域において高齢者がサービスの担い手として社会参加することで、自身の介護予防にもつながるものであると考えます。

令和5年度の協議額として、訪問型サービスB（地域支え合い型）は8万8千円で、昨年度と同額としています。時間単価400円に延べ利用者数を乗じて積算したものに、1団体への立ち上げ補助3万円を見込んでいます。

なお、この補助金は、サービス費用の2分の1に介護保険料が充当され、残りの2分の1を国、県、市の公費で負担するもので、介護サービス給付費と同様なものです。

昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた『令和2年度の承認条件、「介護予防に向けた制度設計を本腰で取り組むこと」、「訪問型サービスB（地域支え合い型）が乙川地区で実施できなかった理由を分析し、実施に向けた推進を引き続き図ること」を引き続き取り組むこと』については、総合事業の在り方を検討する中、お助け隊のない空白地域を補うためにも、ボランティアのコーディネート役として社会福祉協議会を訪問型サービスB（生活支援型）の登録団体に加え、ちよいサポ養成講座による担い手の育成とともに、地区の縛りなくサービス提供ができるような体制づくりを進めています。高齢介護課からの説明は以上です。

続きまして健康課から介護予防・生活支援サービス補助金（通所型サービスB）について補足説明します。補助金の経緯、目的、効果については先ほど高齢介護課長から説明があったとおり共通のもので、利用形態が通所サービスであるか、訪問サービスであるかの違いがあるだけです。

令和5年度の協議額は354万4千円で昨年度より、2万2千円の減額となっております。算定方法は、1団体あたりの平均補助額に、申請団体数を乗じて積算しています。具体的には今年度の交付申請団体35に新規の4団体が加わることを見込んで算定しています。なお、通所型サービスBについては、承認条件が付されておりません。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員） 昨年承認条件である、訪問型サービスの乙川地区の空白は解消されましたか。

（担当課） お助け隊がない市内唯一の地区なので、担当課としては、地域主導で行って頂くための話し合いをしています。ただ、乙川地区は3地域に分かれており、各

地域のリーダー的な方から実施の意思はきかれるも、まとまってやろうという所までには至っていません。

(委員) お助け隊ができていないと状況が続いていますが、担当課としてはそれでいいのですか。

(担当課) 担当課としては、お助け隊ありきではなく、地域支え型の担い手としての、ボランティアの育成を目的とした養成講座等に取り組んでいます。お助け隊のない地区への対策として、地区を限定せずに市内全域で実施してくれるところを見つけて行こうと考えています。

(委員) 補助金の支出の流れを説明して下さい。

(担当課) サービス活動時間に対して、1時間あたり500円を申請に基づいて支出します。500円のうち、市費の負担は400円です。申請できるのは、包括支援センター等によるケアマネジメントで必要とされた場合のみです。

(委員) 資料395ページ、協議書の経緯・目的欄にある、「住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実する」というのに、当てはまりますか。

(担当課) 今まで介護サービス登録事業者しか担えなかったものの中で、軽度の方については、有資格者でないボランティアの力を活用し、担い手不足を解消するというのが制度改正の主旨なので、当てはまっていると考えています。

【審査結果】

介護予防・生活支援サービス補助金 承認：A1（指示事項）

①引き続き活動団体の立ち上げをサポートすること

②乙川地区で訪問型サービスB（地域支え合い型）の実施団体がいない現状を解消できるよう努めること

介護予防・生活支援サービス補助金（通所型サービスB） 承認：A1（指示事項なし）

健康課 補助金－5 認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域で孤立しないような支援体制の構築を目指して、認知症カフェ事業を市内で運営する団体に対し、平成29年度から交付しているものです。

認知症カフェ、いわゆるプラチナカフェは、愛知県の地域包括ケア・モデル事業として平成

27年度に市内2か所で開設したのが始まりで、現時点では昨年度から1か所増え、4か所で開設されています。身近な地域で認知症について相談できる場所として認知症の方とその家族への支援効果が期待できることから、今後も継続的な補助が必要であると考えています。

令和5年度の協議額は、今年度と同額の57万6千円で、認知症カフェを4会場で月2回以上、2会場で月4回以上の開催を見込んで積算しています。なお、この補助事業は、介護保険制度の地域支援事業（包括的支援事業）として位置づけられるため、市の負担額は全体の19.25%となります。説明は以上です。

【質 疑】

- (委 員) 認知症の本人というより、介護する家族の息抜きのような場所ですか。
- (担当課) 家族の介護で悩みを抱える方が、プラチナカフェにいる相談員や同じ境遇の家族と話すことで、悩みを軽減するという目的もあります。
- (委 員) 事業者は、カフェを開けば補助金が貰えると考えていませんか。介護の相談を聞く中で、関係機関へつなぐための働きかけをしていますか。また、利用実績や利用者の把握をしていますか。
- (担当課) カフェ事業なので、ノルマ等を決めて実施するものでもないと考えています。ただ、毎回ではありませんが、職員や認知症地域支援推進委員（3名）が、現地に赴き開催状況を確認しています。
- (委 員) 開催は、月ごとの回数ですか。それとも、月平均2回位の年間24回ですか。
- (担当課) 月の途中での開設やコロナ等の影響もあるので、月の開催回数に応じて、補助金を出しています。
- (委 員) 不定期開催だと、周知や集客につながりにくいと思いますが、対策は講じていますか。
- (担当課) チラシやホームページ、健康イベント等で広報しておりますし、開催は不定期ではなく、各事業所によって決まっています。
- (委 員) 月に2回開催という事でしたが、例えば資料430ページは、年間10回分の実績が記載されています。これは、実際の開催実績報告書ではないという事ですか。
- (担当課) 実際の報告書ですが、令和3年度はコロナの影響で開催日が減少し、月2回の開催ができず、減額しています。要綱上は、月に1回以上の開催となっていますが、コロナが原因のため、補助金を支出しています。
- (委 員) 資料434ページにNPO法人ひだまりの事業計画書と438ページに同

法人の収支決算書がありますが、どちらにも開催日や回数の詳細な記載がありません。その上、支出科目も人件費の一括報告で、実態と補助額の妥当性を確認できていますか。回数によって補助額が決まるのであれば、少なくとも開催日が分かる資料が必要です。

(担当課) 今後、検討し精度の高いものに改めます。

【審査結果】 承認：A 2 (承認条件)

- ①収支決算書が事業所によってさまざまであるため、記載情報に統一性をもたせること
- ②事業実態について把握し、実態に沿った収支決算書とすること

都市計画課 負担金—3 衣浦みなとまつり協賛会負担金

【担当課補足説明】(執行協議書に関する説明)

この負担金は、昭和53年度から市民に親しまれるみなとづくりを進めるため交付しているものであり、開催している花火大会は、衣浦港の夏の風物詩として市民に楽しんでいただいているところであり、今後も、港への関心を高めるため継続的な交付が必要であると考えております。

また、令和5年度の協議額は、花火大会の開催規模を同様とするため、令和4年度と同額としております。

なお、P451の資金計画表をお願いします。花火大会の開催は、半田市と碧南市、武豊町の2市1町で空年を含め5年を1周期として開催しており、協賛会から負担金として集めた資金を、周年開催の場合は、1,000万円、空年開催の場合は、2,000万円をそれぞれ開催市の実行委員会に対して、支出することとしているため、各年度の団体負担金の総額は、事務費を含め、例年1,408万円としておりますが、令和2年度、3年度については、開催予定であった花火大会がコロナウイルス感染症のまん延防止のため、中止となったことで、開催のために平成29年度から令和元年度の3か年で積み立てていた1,200万円の基金の取り崩しを行いませんでした。この基金を令和7年度及び8年度の空年開催の事業に充てるとして、令和4年度～6年度の各年度の団体負担金の総額を各年度400万円ずつ減額し、1,008万円としており、このうち、半田市の負担額は、265万1千円となります。担当からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) この負担金を、衣浦みなとまつり協賛会が花火大会実行委員会に渡していますが、直接実行委員会に渡さない理由を説明してください。

(担当課) 空年と周年の開催にあまり差が出ない様に、積立やその切り崩しなど、資金管理の役割を担っています。

(委 員) 協賛金には、みなとの発展の意味も込められていると思いますが、その割には、観客にみなとの発展の歴史等が伝わっていない気がします。

(担当課) 花火大会を継続して行う事で、普段、馴染みのない方に、みなとの事を知って頂くきっかけになればと考えています。みなとまつりの資金は使っていませんが、みなとに親しんでもらうために、風景絵画フォトコンテストにみなと賞を設けるなどといったことも行っています。

【審査結果】 承認：A 1（指示事項なし）

産業課 補助金—10 畜産環境対策推進事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

畜産事業は、半田市の農業算出額 77.9 億円のうち 67 億円、86%を占めており、牛の飼養頭数は約 11,500 頭で、重要な産業となっています。その一方で、都市近郊型農業がゆえ、臭気対策が本市の大きな課題の一つであります。この事業は、臭気対策を行っている事業者を支援するために補助を行うものです。

協議額は、450 万円で前年度比 100 万円の増額としていますが、増加の 100 万円は、新たな消臭対策を検討するための消臭実証実験に係る費用であり、事業者に補助するものではありませんので、従前と同額の 350 万円に修正させていただきます。申し訳ありませんでした。

補助金の内容は、引き続き、コーヒー資機材の購入、消臭薬剤の購入及び堆肥の市外搬出に係る運搬費に対し、補助を行うものです。

なお、先ほど触れました、新たな消臭対策を検討するための消臭実証実験に係る費用の 100 万円については、本年度、都市化に伴う臭気問題への対策に取り組まれている、静岡県湖西市へ視察に行き、そこで実施している取り組みを参考にし、その効果を検証し、補助制度の事業化に繋がりたいとするものです。

具体的には、開放型の畜産施設において、臭いの発生源付近にネットを設置し、臭気

の拡散防止及び臭気物質の除去により、臭気の軽減を図りたいとするものです。効果があれば、令和6年度以降、新たな補助金として考えていきたいと思っております。説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 実証実験に係る費用については、別途予算を要求しているという事ですか。

(担当課) 3か年実施事業で450万円を計上しています。

(委 員) 成果指標の目標値には、臭気対策を実施する農家戸数が記載されていますが、全戸数はどれくらいですか。

(担当課) 全件で35戸程ですが、補助対象となる材料を使わない対策やそもそも臭気が弱く対策が不要の場合もあるので、全戸数を目標値にはしていません。

(委 員) 畜産農家から、補助金増額の要望はありますか。

(担当課) あります。現在の補助額は、資料459ページの事業収支一覧表にある通りで、補助率を三分の一とすると、500万円程が適当です。しかし、金額を多くしたところで、確実に臭気が減るという検証ができないので、350万円で据え置きとし、納得してもらっているのが現状です。

(委 員) 補助金の交付方法について説明してください。

(担当課) 市からは、過去の利用実績から額を決めて、堆肥生産利用連絡協議会、酪農組合、養鶏組合の3団体へ交付します。そこから各団体が、利用状況に応じて事業者へ配分しています。補助対象は、運搬費、コーヒー敷材、消臭剤で、利用内訳の資料や収支の管理もしています。

(委 員) 敷材等の価格高騰により、臭気対策を止めてしまう懸念はありませんか。

(担当課) 材料だけでなく、燃料費も高騰しているので、予想がつきません。収入にならない所にお金をかけたくないという声もあり、今後、消臭対策費を削って飼料代などに回す可能性もあります。

【審査結果】 承認：A1（指示事項なし）

産業課 補助金—11 多面的機能支払交付金事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

多面的機能支払交付金事業は、地域の農業者等で作られた組織により、農業に係る5年間の活動計画を立てたうえで、地域における貴重な資源である農用地の保全に資す

る取組みや農用地の効率的な利用の促進などに対し国及び県と連携して交付金を支給することにより支援するものです。

具体的な取組みには、農地やその法面の草刈りや水路の泥上げなど、農地の維持に関することや農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新などがあります。

また、有協かいどり大作戦や板山のどろんこアカデミーなど市民協働のモデルともなる事業もあります。

現在、市内には6つの団体があり、それぞれが作成した計画に基づいた取組みを行っています。

令和5年度の協議額は、各活動組織の活動面積、活動内容から算出しますが、組織の活動面積の減少に伴い、1,078万9千円と対前年度比36万円の減額としています。

地域自らが農地を守っていこうとの思いから、取り組まれているもので、引き続き支援を行っていきたいと考えております。説明は以上です

【質 疑】

(委 員) 資料479ページの令和2年度の繰越額は、476ページの項番3交付実績等の繰越金に記載されているのに、令和3年度は、それがされていない理由を教えてください。

(担当課) 令和2年度までの繰越金は、令和3年度の大きな改修に充てるため、団体のひとつが5年計画で積み立てをしていました。令和3年度分の2,140,919円については、予定していた工事が、繰越金よりも高額になる事が分かり中止しましたが、5年以上の繰越ができないことから、補正を組んで返還しました。479ページの④繰越額は、繰越金ではなく収支の差額分で返還されたものになります。

(委 員) 資料476ページの項番6補助金等の執行に関する改善点等にある、市と愛知県土地改良事業団体連合会半田支部、愛知県農地水多面的機能推進協議会の3団体が、用途に関する指導を行うという立場ですか。

(担当課) 補助金には県費も含まれているため、そうなります。

(委 員) かいどり大作戦やどろんこアカデミー開催時に、補助金のPRはしていますか。

(担当課) 愛知用水の絡みもあり、イベント参加者に対して行う講義の中でPRをしています。

【審査結果】 承認：A1（指示事項なし）

産業課 補助金—22 知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、半田市の顔のひとつであるクラシティを広く市内外にPRするための広告宣伝や販促イベントの開催に係る費用とそれに合わせて駐車場の利用促進を図ることに対するものです。

協議額は、305万7千円で内訳は、駐車場利用促進事業に対するものが192万円、広告宣伝や販促イベントなど商業施設活性化事業に対するものが113万7千円です。

財源は、クラシティの商業床の共有部分の半田市の持分42.07%に相当するテナント料と修繕積立金相当額を合わせた賃料収入900万1千円の一部と一般財源です。

なお、コロナの影響があったため、駐車場（施設）の利用が減少したことにより、対前年度比72万5千円の減額としています。

資料496頁をお願いします。執行協議書の項番5「先方に理解が得られず交渉に難航していることは理解しているが、補助金を交付している以上、引続き収支関係資料の提示要求を行うこと」については、クラシティの商業床を中埜産業(株)から無償譲渡された際に取り決めたもので、この枠組みを変更することは難しいのが現状です。

また、この補助金は、事業者の運営補助ではなく、あくまでも事業に対する補助であり、補助の対象としている事業に関する領収書が添付された実績報告書は提出されていることから、事業者としては、必要な書類は出しているとの主張があり、事業者の収支関係資料の提出を求めることは難しい状況です

【質疑】

（委員）資料496ページの項番3交付実績等の財源の内訳に令和4年度から市費が入るようになった理由を説明してください。

（担当課）駐車場の利用増加により、一般財源の投入が増えたためです。

（委員）資料495ページの事業成果にあるテナント充足率が88%から89%に変わった理由を教えてください。

（担当課）店舗の入れ替わり等による、ちょっとした使用面積の変動です。

（委員）賃料収入はテナントの充足率に関係なく見込めるものだとすると、資料504ページの令和3年度商業施設活性化事業収支決算書にある補助金の113万1千円が、今回113万7千円に6千円増加した理由を説明してください。

（担当課）固定資産税額の変動によるものです。積算根拠に示した通り、商業施設活

性化事業充当額は、賃料収入から記載の諸経費を除いた全額を充てておりますが、固定資産税の減額により、賃料収入から差し引く諸経費の金額が下がったためです。

(委員) ビルの賑わい状況はどうか。

(担当課) 1階のカフェスペースは、流行っています。また、別の補助金を活用したチャレンジショップという出店経験のない方に出店スペースを提供する商工会議所の取組があり、チャレンジショップの期間を経て、クラシティで開業した事例もあります。にぎわいとしては、良い傾向がみられますが、まだ課題も多いです。

(委員) 1・2階部分の床の不動産は(株)トロワ・アバンセが取り扱っていると思いますが、以前からお願いしている、ビルの管理全体に関する事業費が分かる書類の提出は難しい状況ですか。

(担当課) トロワ・アバンセとしては、補助金の主旨は駐車場とイベントに関するもので、事業者を支援するものではないので、事業全体の収支報告書を出す必要はないとの意見ですが、補助金に関わる資料はきちんと提出されています。市の立場としても、あくまでテナントのオーナーであり、出資者では無いため、強く要求する事は難しいです。

(委員) 補助金の評価の基準となる様な、利用率等のデータは貰っていますか。

(担当課) 駐車場の利用状況を基準としています。

(委員) 資料504ページの支出の部にある、予算額と決算額が同額ですが、この内容は確認していますか。

(担当課) 確認しております。

(委員) 修繕積立金については、今後金額が変わっていきますか。

(担当課) まだ、具体的ではありませんが、一度大規模修繕に取り組まなければならない状況であるという報告を受けております。修繕のやり方として、資金の借り入れか、積立金の増額を行うかなど話し合いをしているとの事で、結果によっては、修繕積立金が増額される可能性があります。市としては、借入ではなく、期間を先に延ばしてでも積立金の範囲内で行う事を伝えていますが、意見はまとまっていません。

【審査結果】 承認：A1（指示事項なし）

市民協働課（交流センター） 助成金—1 市民活動助成金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この助成金は、平成 22 年度から、市民活動団体の公益的な活動を資金面で支援し、団体の自発的、自立的活動を促進するために実施している事業であります。

コロナ禍の影響で、市民活動団体の活動が休止や縮小を余儀なくされたこともあり、実績は伸び悩んでおりますが、市民活動の動きもゆるやかに復調してきており、市民活動の活性化や総合計画における施策の推進を協働により効果的に進めていくためにも、助成金の交付による継続的な支援は、必要であると判断しております。

令和 5 年度の協議額は、活動をとりまく状況が with コロナへ移行し、市民活動の動きが活発になってきているなか、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績件数等に基づいて、補助金等執行協議書に記載のとおり、積算しております。

チャレンジ部門につきましては、令和 4 年度の目標件数 3 件を達成したため、令和 5 年度は、さらに加速化を図るべく、他部門との整合性を図って上限額を引き上げるとともに、目標件数を 5 件に設定しております。

なお、昨年度の指示事項のうち、「各団体が事業の継続ができるよう、引き続き指導を行っていくこと」につきましては、助成金終了後も活動を継続できるよう、事業実施段階から、まちづくりひろばの職員がコーディネーターとして各団体を担当する仕組みを整え、資金調達や運営に関する助言・指導、相談への対応を進めております。

次に、「市民活動団体等へ説明を行い、応募が増えるよう努めるとともに、部門の見直しや新たな部門の創設などへの取り組みも検討していくこと」につきましては、昨年度は、市民協働の講演会と助成金説明会の同日開催、コロナ禍を踏まえた個別相談の随時開催を積極的に進めてまいりました。今年度は、過去に助成金を受けた市民活動団体が講師となって、自立した運営や助成金の活用など、団体の目線に立った解説を説明会のなかで実施し、応募が増えるよう努めてまいります。

また、令和 3 年度から 4 年度にかけて、チャレンジ部門の新設や見直し、コロナ禍での迅速な支援として新型コロナウイルス協生部門の臨時創設など、適時適切な取り組みを実施しておりますが、今後も、継続的に見直し、改善を図りながら適切な制度の運用に努めてまいります。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員） 過去に助成を受けた団体が、別事業に申請する事は可能ですか。

（担当課） 可能ですが、外部委員が入っている審査会で、事業の内容や前事業との類似性、地域課題解決への影響、効果などについて審査されます。

- (委員) 昨年度の指示事項に、「実績や見込みに基づく適正額を予算計上すること」とありますが、チャレンジ部門の単価について令和3年度18万6千円、令和4年度40万円、令和5年度は60万円と、金額が上がっていますが、これを適正額とする理由を説明してください。
- (担当課) 当初は少ない予算内で金額を設定しましたが、事業のPRをする中で、事業を行う市民活動団体から、思う様に実施できず規模を縮小したという意見や、コロナ前の状況に戻りつつある事も考慮し、60万円が妥当だと判断しました。
- (委員) 目標値の5団体については、ある程度の見込みがありますか。
- (担当課) 今年度、申請のあった3団体の継続を想定し、残り2件分は子育てや教育関係に積極的にアピールしていこうと考えています。
- (委員) 補助金の内訳として国費300万円が交付される理由を教えてください。
- (担当課) デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）の対象事業に該当するためです。
- (委員) 過去に助成した団体は、活動を継続していますか。
- (担当課) 毎年の更新時に行う面談の際に、助成を行った団体の経過継続確認をしています。
- (委員) 交付対象を市民活動団体としている理由と、申請団体が例えば過激な思想等でないと判断の仕方を説明してください。
- (担当課) 助成対象を公益的な活動をしている団体と定義しているからです。審査方法は、細かいヒアリングと、申請団体の定款や規則をチェックしています。ボランティアガイド等の個人が集まった団体については規約や事業経歴等で判断しています。以前、監査からも指摘を受けて、公費を支出する立場から、他市町より厳格に対応しており、今まで交付してよいか問題になった例はありません。
- (委員) 助成が認められなかった団体から、不満はありませんか。
- (担当課) 市民活動全般について支援している立場から、民間や他団体の助成金も把握しており、内容にあった別の助成金を提案しています。
- (委員) 個人（代表）の思いで立ち上げた団体などは、その方がいなくなった場合、引き継いで継続できますか。
- (担当課) 事業継続の相談があれば、助言や指導をしますが、解散となる事もあります。市民活動支援センターの登録は他市町のような自動更新ではなく、毎年更新としている事で相談の機会を設けています。助成金については、一部の部門を除き、継続できていない事業に助成する事はありませんが、団体によっては事業を継続することが負担となっている場合もあります。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

- ①コロナの終息を見込んだ努力目標を含めた件数で協議額としているが、実績に基づく適正額での予算計上とすること
- ②申請団体については、しっかりと精査し、受付をおこなうこと